

(様式3)

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会 議 の 名 称	鳥栖市障害福祉計画 第1回策定委員会		
開 催 日 時	平成29年8月29日	開 催 場 所	鳥栖市役所2階第2会議室
出 席 者 数	14人	傍 聴 人 数	0人
議 題	① 第5期障害福祉計画の趣旨等 ② 第5期障害福祉計画に係る基本指針の主なポイント ③ 第4期鳥栖市障害福祉計画の分析及び評価 ④ 障害者理解基礎調査・関係団体等ヒアリング ⑤ 障害福祉計画の策定スケジュールについて		
配 布 資 料	第5期障害福祉計画の趣旨等 第5期障害福祉計画に係る基本指針の主なポイント 第4期鳥栖市障害福祉計画の分析及び評価 障害者理解基礎調査・関係団体等ヒアリング 障害福祉計画の策定スケジュールについて	資料1 資料2 資料3 資料4 資料5	
所 管 課	(課名) 社会福祉課 (電話番号) 0942-85-3642		

事務局：本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行を勤めさせていただきます社会福祉課長の吉田でございます。よろしくおねがいたします。それでは、ただいまより第1回障害福祉計画の策定委員会を開催いたします。なお、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますことにご了承をお願いいたします。

また、本委員会は、鳥栖市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条第1項の規定により原則公開されるものとなっております。したがって、今後の会議におきまして傍聴希望者がいれば傍聴させることとなりますが、本日の傍聴希望者はございませんでした。

それでは、次に委嘱状の交付についてでございますが、本来ならば市長より一人ひとりお渡しするところではございますが、時間の都合上皆様方の机にそれぞれ配布しております。これをもちまして委嘱状の交付とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に市長からごあいさつ申し上げます。

市長：皆さんこんにちは。本日は第5期障害福祉計画策定委員会開催にあたり、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様方には、委員につきましても快諾いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

障害福祉計画が今年度で第4期目が終了ということでございます。来年からはじまります3年間どうやっていくのかということです。

昨年の4月から障害者差別解消法が策定されていたりしておりますが、最近の報道を見ますと福祉作業所が補助金目当てでしているようなことも散見されておりまして、何のためにやっているのだということもなくなっていると思っております。

これから計画を作って、それを実のあるものにしていくために、いろいろな立場で検討なさり、あるいは忌憚のない意見を盛り込みながら、実のあるものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。市長は別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、次第4、本日お集まりいただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まずは学識経験者から公益社団法人佐賀県社会福祉士会事務局長の田代勝良様でいらっしゃいます。同じく龍谷短期大学准教授鬼塚良太郎様でいらっしゃいます。同じく、福岡女学院大学講師中山政弘様でいらっしゃいます。

次に保健医療団体の代表者として、特定医療法人社団光風会病院の小森拓也様でいらっしゃいます。

次に障害者団体の代表者として、鳥栖市身障者福祉協会会長の小椎尾嘉明様でいらっしゃいます。同じく鳥栖市手をつなぐ育成会会長の牧崎茂様でいらっしゃいますが、本日は所用のため欠席となっております。同じく鳥栖・三養基地区精神障害者家族会副会長の久石祥浩様でいらっしゃいます。

次に福祉サービス事業者の代表者として、社会福祉法人若楠若楠療育園事務長の佐藤栄子様でいらっしゃいます。同じく社会福祉法人あさひ会朝日山学園施設長の高取正憲様でいらっしゃいます。同じく鳥栖・三養基地区総合相談支援センター所長の高尾一弘様でいらっしゃいます。

次に当事者の代表者として、しょうがい生活支援の会すみか代表理事の芹田洋志様でいらっしゃいます。

次に教育機関の代表者として、鳥栖基山地区校長会田代小学校校長 宮原純様でいらっしゃいますが、本日は所用のため欠席となっております。

次に公共団体等の代表者として、鳥栖保健福祉事務所所長の川久保弘次郎様でいらっしゃいますが、本日は所用のため欠席となっております。同じく鳥栖市社会福祉協議会 会長の小石正明様でいらっしゃいます。同じく鳥栖公共職業安定所所長の杉崎利樹様でいらっしゃいます。

次に市民の代表者として、鳥栖市区長連合会会長の牟田忠儀様でいらっしゃいます。同じく鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会基里地区会長の白垣伍男様でいらっしゃいます。

以上17名の委員でございます。

ここで、事務局の紹介をさせていただきます。健康福祉みらい部長詫間でございます。私社会福祉課長吉田でございます。障害者福祉係長高島でございます。障害者福祉係小石でございます。同じく竹上でございます。

ここで、本日の委員会の成立について、ご報告申し上げます。

鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、本委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない規定となっております。本委員会の委員数は17名でございます。本日の出席委員数は14名でございますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

事務局：それでは会議次第第5に移ります。本委員会の会長・副会長の選出でございますが、鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱第4条の規定に基づき、委員の互選により決定するということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員：事務局に一任しましょう。

委員：一任で。

事務局：はい。事務局に一任という意見がありましたが、いかがいたしましょうか。

一同：はい。

事務局：事務局から案をお示ししたいと思います。会長に田代勝良委員、副会長に小椎尾嘉明委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

一同：拍手

事務局：ありがとうございました。それでは、会長に田代勝良委員、副会長に小椎尾嘉明委員が選任されました。それでは、田代会長、会長の方へご移動お願いいたします。議事に入る前に、会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

会長：こんにちは。今回、障害福祉計画の会長という大役をいただきましたけれども、皆様からのご協力、ご指導をいただきながら、務めたいと思いますので、よろしくお願い致します。早いもので、障害福祉計画ももう3年経ったかなあという感じです。この障害福祉計画は3年に1回の計画で、障害福祉サービスや地域生活支援事業の具体的な見込み量を皆さんに検討していただくということになります。障害者の方にとって今のサービスがどうなのかということを検討しながら、取り上げていくことになるかと思えます。皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思えますので、よろしくお願い致します。

事務局：ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきますが、鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行については会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

会長：それでは、次第7の議題① 第5期障害福祉計画の趣旨等にとということで事務局の方から説明をお願いします。

事務局：議題①の第5期障害福祉計画の趣旨等につきまして説明をさせていただきます。市町におきましては、障害者総合支援法に基づき、国が示す基本指針に沿って、障害福祉サービスや計画相談支援および地域生活支援事業等の体制と確保に関する計画の策定を義務付けられております。地域の実情をふまえながらサービスが提供できる数値目標を定めるとともに、その見込み量を確保するための方策を定めていくというかたちになります。今回の計画の策定期間でございますが、先ほど会長から説明があったとおり、平成30年度から平成32年度までの3か年となっております。

本市の障害福祉に関する計画としましては、もうひとつ、「鳥栖市障害者福祉計画」があり、こちらは、本市が行う障害福祉サービス全体についての方向性を定める基本計画であるのに対し、今回の「鳥栖市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に定められた介護給付や訓練等給付といった障害福祉サービス、地域生活支援事業、また、児童福祉法に定められた障害児通所支援のサービスに特化し、その数値目標や方策を定め、県や、県を通じて国に報告する計画となります。

また、計画の位置づけとしましては、第6次鳥栖市総合計画を上位計画とし、鳥栖市地域福祉計画や鳥栖市高齢者福祉計画、鳥栖市子ども・子育て支援事業計画等と整合性を保ちながら計画を策定していこうと思っています。以上です。

会長：今回の障害福祉計画の趣旨ということで説明いただきました。

今回は障害者総合支援法に基づく計画ということです。もうひとつ5年に1回の長期計画がありますけれども、今回は具体的なサービスについて定める計画ということになります。また、今回新たに児童のサービスも入っているということが特徴ということになります。よろしいでしょうか。

一同：はい。

会長：ありがとうございます。次に議題② 第5期障害福祉計画にかかる主なポイントについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：はい。お手元にお配りしております資料2に沿って説明させていただきたいと思えます。

第5期障害福祉計画にかかる基本指針のおもなポイントといたしましては、国が示しました基本指針に基づき、5つの成果目標を設定するかたちになります。

1つ目の目標は、施設入所者の地域生活への移行です。前期の計画から継続して設定する項目となりますが、グループホームや地域移行支援、地域定着支援などの障害福祉サービス利用等により、地域生活移行者の増加や、施設入所者を減らすような目標を掲げるかたちになります。

国の基本指針によりますと、平成32年度までの3か年で平成28年度末における入所者の数を9%以上移行するかたちになります。また9%以上移行するといえども、新たに入所する方や退所される方がいらっしゃいますので、施設入所者全体の数を平成28年度末よりも2%以上削減するという目標をかかげることになります。平成28年度までの数値目標が未達成の場合、未達成率を平成29年度目標値に加えることとなっています。

ちなみに、前期の国の基本指針では、平成29年度までの3か年で平成25年度末における入所者の数を12%以上移行し、施設入所者を平成25年度末よりも4%以上削減するという目標をかかげておりましたので、今回は移行率、削減率ともに

減じたかたちになります。

2つ目の目標は、精神障害にも適した地域包括ケアシステムの構築です。前期の計画の項目の見直しになります。前期の計画では、入院中の精神障害者の地域生活への移行を目標に掲げていましたが、今期においては、1年以上長期入院者数及び退院率の目標値については、県のみが定め、市は、県の目標値に基づき、例えば退院後に必要性が見込まれる居宅系サービスの利用量やグループホームの利用者数など、活動指標に障害福祉サービスの必要量を見込むことになります。

また、市が取り組む目標として、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することにより、関係機関による重層的な提携による支援体制の整備を目指すかたちとなります。

3つ目の目標も前期からの継続目標となりますが、障害者の地域生活の支援です。相談支援事業等の充実を図り、地域生活支援拠点について、少なくとも1ヵ所整備することを目指します。

4つ目の目標も継続目標で、福祉施設から一般就労への移行の促進となります。労働担当部局、教育担当部局等、関係機関との連携体制を整備し、福祉サービス利用者の一般就労移行の増加を目指します。

国の基本指針によりますと、平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上を福祉施設から一般就労へ移行すること、また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加すること、平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること、そして、今期から新たに就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率8割以上にすることを目標としております。

その際、関係機関との連携体制の整備と、福祉施設利用者の公共職業安定所への誘導や障害者就業・生活支援センター、こちらの圏域でいいますと「もしもしネット」への誘導等を活動指標として設定し取り組むことが望ましいとしています。

5つ目の目標は、障害児支援の提供体制の整備です。こちらの目標と実施方策につきましても、先に成立した障害者総合支援法および児童福祉法改正法において策定が義務づけられた障害児福祉計画に相当させることとなります。障害児に対する重層的な地域支援体制の構築、医療的ニーズへの対応を目標とします。

国の指針としましては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1ヵ所以上設置すること、また、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1ヵ所以上確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること、としています。

『活動の指標』ですが、先ほど説明しました5つの成果目標を達成するために、大枠3つのサービス、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、そして障害児へのサ

サービスになります「障害児通所支援事業」について、それぞれ具体的に、必要なサービス量の見込み、必要なサービスの事業内容、確保方法などを定めることとなります。

「自立支援給付」と「障害児通所支援事業」につきましては、すべての市町村が共通の基準に基づいて行うサービスになりますので、主に支給量や利用決定者数についての活動指標を定めていくこととなります。

それに対し、地域生活支援事業は、地域の状況などを勘案し、より柔軟なサービス形態で市が主体となって行うサービスとなります。こちらには、必須事業と任意事業がございまして、例えば、当市で開催している『みんなの音楽祭 in 鳥栖』は理解促進研修・啓発事業に当たり、また、直腸機能障害の方へのストマ用装具の購入助成などは日常生活用具給付等事業となりますが、これらは必ず市が行うべき、必須事業に当たります。

任意事業といたしましては、日常生活支援の目的で行っております、身体障害者手帳をお持ちの在宅の方で、入浴が困難な方を対象に、移動入浴車を対象の方の自宅に派遣し入浴していただく『訪問入浴サービス』などがあります。

これら、地域生活支援事業についても、成果目標を達成するために必要な事業内容を確認し、事業種類ごとの量の見込みや確保方法を定めていきます。

こうして、実際の活動の指標を明確にすることにより、5つの成果目標の達成を目指していきます。

会長：ありがとうございました。質問や意見はありますか。

委員：施設入所者について%が記載されていますが、人数は何人くらいになりますでしょうか。

事務局：資料3になりますが、平成27年度末で70人入所していて、目標は68名となっておりますので、68人の2%ということになります。

会長：資料3に移ってよろしいでしょうか。

一同：はい。

会長：それでは、次の議題③ 第4期鳥栖市障害福祉計画の分析および評価について、少し時間がかかりますが、事務局から説明をお願いします。

事務局：はい。長い資料になりますが、お付き合いいただければと思います。資料3に沿って説明をさせていただきます。

まず、1番目としまして、前期の計画の成果目標の、平成28年度末現在の数値を

申し上げます。

(1) の福祉施設入所者の地域生活への移行についてですが、目標数値は平成29年度末現在で68人の3名減を目指しておりましたが、平成28年度末において70人入所者がおられ1名減に留まっております。グループホーム等への地域生活移行者数は9名を目指しておりましたが、2名となっております。新しい利用者の入所があったので、実数としては1名減のみという現状です。

(2) の福祉施設から一般就労への移行についてですが、目標数値は平成29年度末で4人とし、平成26年度時の2倍の人数を掲げていましたが、平成28年度末までに5人の方が就労移行支援や就労継続支援A型およびB型から一般就労に移行された状況となっております。

次に(3)の就労移行支援事業の利用者数についてですが、目標値としましては、平成29年度末時点で23人の利用者を掲げていましたが、平成28年度末の利用者は12人でした。こちらの数値につきましては、平成28年3月末日時点で就労移行支援を利用されている方々の人数を拾っているところですので、例えば特別支援学校の高等部3年生が、卒業後、B型やA型の作業所を利用するために夏季休暇などの短期間で利用した就労移行支援の人数は数えていません。ちなみに、就労移行支援につきましては、1年を限度とする有期のサービスで、最長で2年まで利用できます。よって、後ほどサービスごとの分析および評価の際に挙げている就労移行支援の利用実人数とは異なった数値となります。

次に、今、申し上げました成果目標を達成するために、サービスごとに個別に立てた方策の振り返りを行います。

2ページ目からは、上段が、第4期の障害福祉計画を策定した際の方策を挙げ、中段につきましては平成27年度と28年度の実績と分析の評価、下段につきましては事業ごとの時間数などの実績をあげております。

それでは、(1)の訪問系サービスから目を通していただきたいと思います。

まず、訪問系サービスにつきましては第4期の計画の中で3つの方策をかかげております。1点目といたしましては、今後も必要とされるサービス量を確保するために事業所の充実を努めることでした。2点目としましては、通所の福祉施設等との連携と協力により、障害のある人の地域への生活の場の確保と自立に向けた支援に努めることでした。3点目としましては、地域生活が円満に送れるように、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけることでした。

次に分析と評価ですけれども、居宅介護サービスにつきましてはサービスの見込み量と実績を見ますと平成27年度、28年度ともに見込量を達成しています。必要な人に必要なサービスが行き届いてきた状況と考えられます。また、同行援護におきましても、見込量を上回る実績でした。平成23年度に新設された視覚障害者の方に特化された制度ですが、徐々に周知されてきているものと考えられます。

行動援護につきましては、実人数、利用時間数とも見込み量をやや下回っています。この考え方が正しいか迷うところではあったのですが、児童の利用延べ時間が減っていることから、放課後等デイサービスの利用増加により児童の行動援護の利用が減少したものかと考えているところです。

訪問系サービスについては、障害者の地域生活を支える基本事業であり、今後も地域移行の推進の観点からサービスの利用量が増加することが予想されるため、事業所の更なる充実が必要になってくるかと考えています。

続きまして、日中活動系サービスについてですけれども、方策といたしましては5点あげさせていただいていました。

1点目といたしまして、日中活動系サービス提供の推進を掲げておりました。2点目といたしましては、サービス内容の一層の充実のため、基準該当障害福祉サービスなどの制度を活用し多様なサービス提供体制の整備に努めることとしていました。3点目としましては、就労を希望されているにも関わらず就労に繋がっていない障害者の方を対象に、県事業である「レッツ・チャレンジ雇用事業」などの事業と連携し、就労支援に努めることとしていました。4点目といたしましては、短期入所については、重度障害者向けの設備を整備し医療的ケアが必要な重心障害者を受け入れた場合の運営事業費の助成を行うことにより、重度の障害を持つ方や医療ケアが必要な方を受け入れる事業所の確保に努めることとしていました。5点目といたしましては、障害者優先調達法に基づき、就労継続支援A型、B型事業所などの障害者就労施設等が提供する物品及び役務を優先することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めることでした。

日中活動系サービスにつきましては、ほぼすべてのサービスにおいて、利用者の増加が見え、概ね見込量を達成しました。ただし、障害者の就労については主要な課題の一つであるため、今後もそれぞれの使用者のニーズに合ったサービス提供を促進する必要があると考えています。

次に、居住系サービスについて、4ページに移ります。2つの方策を挙げておりました。

1つ目としましては、グループホームの利用において、入居者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を行うことを掲げておりました。また2つ目に、グループホームの確保や、公営住宅の優先入居等、他の制度の周知に努めることとしていました。

居住系サービスの施設入所につきましては、実は入所者数の「削減」が達成目標でしたが、見込を上回っておりましたので、分析評価の欄の概ね見込を達成したという標記を「達成見込みを下回った」と訂正していただければと思います。申し訳ございません。

グループホームにつきましては、見込量を達成しておりますが、地域生活への移行

者の増加を目指す観点から、今後も利用者数が増加することが見込まれるところで
す。

次に、相談支援についてご説明いたします。

方策としましては、2つの方策をかかげておりました。1つ目が新規相談支援事業
所の確保、2つ目が自立支援協議会の相談支援部会の設置です。

計画相談支援事業所の数といたしましては、平成27年度4事業所だったところ
ですが、平成28年度は7事業所と増加しました。

自立支援協議会の相談支援部会につきましても、平成28年度すでに部会の設置は
行われており、各相談支援事業所や自治体を部会の構成メンバーとして、事例研究
を行う等、横の連携をとることに努めています。

すべての障害福祉サービス利用者、「サービス等利用計画」の作成が義務化され、
平成28年度においてサービス利用者への計画相談支援の決定は100%となっ
ております。

今後も障害福祉サービスを利用される方々のニーズの把握やケアに欠かせないサー
ビスですので、引き続き、相談支援事業所の確保、相談支援専門員の数や質の確保
に努める必要があると考えています。

地域移行支援や定着支援については、実績がほぼ上がっていない状況です。制度の
周知やサービスを担う事業所の増加が課題です。

続きまして、障害児福祉サービスの障害児通所支援について説明に移らせていた
だきます。5ページになります。見込量を確保するための方策としまして、次の3つ
を挙げておりました。

1つ目といたしましては、先ほどご説明させていただきました相談支援の際にも挙
げておりましたが、自立支援協議会の中に相談支援部会を設置し、相談支援事業所
間の連携の強化や、相談支援専門員の養成、新規相談支援事業所の確保に努めると
いうものでした。2つ目といたしましては、児童発達支援センターをはじめとする
関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化に努めることでした。3
つ目といたしましては、基準該当通所支援などの制度を活用し、多様なサービス提
供体制の整備に努めることでした。

今回、放課後等デイサービスと、保育所等訪問支援については、見込を大幅に上回
る利用日数、利用量でした。放課後等デイサービスについては、平成27年度以降
に市内に事業所が4つ立ち上がったこと、保育所等訪問支援については、市内の事
業所が1ヵ所新たにサービスを開始したことにより、サービスの必要な利用者の要
望に応えられる体制が徐々に整ってきたためと考えられます。

今後も、児童に対するサービスの量もさることながら質の充実が必要になると考
えられることから、引き続き事業所の確保や連携に努めていきたいと考えています。

それでは、6ページからの地域生活支援事業の説明に移らせていただきます。

理解促進研修・啓発事業の方策といたしまして2点ありましたが、まず1点目は、小中学校や市民、企業などを対象に、障害者等の理解を深めるための教室等を開催することでした。2点目といたしましては、当事者、障害者団体、地域福祉に関わる方々により実行委員会を設置し、イベントや講演会などの、多くの住民が参加できるような形態で障害者理解を深める催しを行うことでした。

分析および評価としましては、啓発事業・居場所づくり事業としまして、小中学校や市民、企業などを対象とした出前講座を委託事業として開催いたしましたところ、参加される人数は見込を上回っておりました。また、平成25年度から市内の商業施設において『障害の有無を超えた「個」の共演』をテーマに、障害者を含む各団体のリレー方式での音楽祭を観覧無料で開催したところ、実績が大幅に上回る結果となりました。

ちなみに、今年度も同じく音楽祭を開催することを、理解促進事業実行委員会の会議の中で決定しているところでございます。これからも障害への理解促進に係る事業を進めていこうと考えております。

次に、自発的活動支援事業の説明をいたします。

方策としまして、障害者やその家族がお互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流活動を支援することとしていました。

実績としましては、障害当事者と保護者を対象とする居場所づくりの取り組みとして、5月から2月までの月1回、障害当事者同士や親同士で思いを共有する『ほっとスペース』という交流会を委託事業として開催しました。利用者は年々増加しており、今後も当事者同士の思いの共有の場の確保は必要と考えています。

次に、相談支援事業についてですが、これは、先ほど申し上げました自立支援給付費における計画相談支援ではなく、圏域の市町が共同で、『鳥栖・三養基地区総合相談支援センターキャッチ』に委託しております、諸々の相談に対する支援事業になります。

こちらは、3つの方策がございました。地域における生活の総合的なサポート、自立支援協議会の権利擁護部会において司法書士、社会福祉士等の専門家と連携し相談支援体制の更なる強化を図ること、虐待防止センターを活用し障害者虐待の防止および早期発見に努めることを掲げておりました。

これらにつきまして、虐待防止センターはすでに、『鳥栖・三養基地区総合相談支援センターキャッチ』に併せて委託し、障害者虐待の防止や早期発見について市共々努めてもらっているところでございます。

また、障害者の方の相談および支援機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備について、平成27年度から自立支援協議会の各専門部会で検討を行ってまいりました。来年度から順次、地域生活支援拠点の機能を整備できるよう、現在も関

係事業所や市町で協議を行っているところでございます。

ちなみに、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、平成29年度から自立支援協議会の権利擁護部会を障害者差別解消支援地域協議会に改称し、部会構成メンバーとして、佐賀県社会福祉士会など専門家もお呼びし、連携の強化を図っているところでございます。

次に、成年後見利用支援事業につきましては、ホームページで制度の周知を図ることを行いました。実績としましては、市長申立ての制度利用が2年間で1件であり、今後も、必要な方に適切な助言や支援を行えるよう体制づくりに努める必要があると考えております。

次に、意思疎通支援事業につきましてご説明いたします。

方策としましては2つございました。「佐賀県聴覚障害者サポートセンター」と連携し、聴覚障害者のより一層の社会参加や生活の向上等に努めるということと、聴覚および音声・言語障害のある方の外出や社会参加の支援としまして手話通訳者、要約筆記者派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、広報活動を行い広く周知することとしていました。

手話通訳派遣事業と要約筆記派遣事業について、平成27年度、平成28年度ともに見込みより実績が少ない状況となっております。担い手の育成や事業の周知について、継続して取り組む必要があると考えております。

次に日常生活用具給付等事業ですが、方策としまして、障害のある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めることとしていました。

評価といたしましては、日常生活用具の給付は対応年数が定められているため年度によって給付のばらつきがみられますが、実給付総件数は、見込件数の136%を達成している状況にあります。

引き続き、障害者ハンドブックを作成して、新規手帳取得者や転入者、また、窓口でお尋ねのあった方々等に随時配布し、ホームページにも掲載するなど周知に努めます。

次に手話奉仕員養成講座事業についてですが、平成27年度から東部圏域の1市3町持ち回りで手話奉仕員養成講座を実施しております。広範に周知を行う等、より充実した事業を行うことに努めた結果、実人数について、見込を上回りました。今後も、近隣市町が連携することにより、広報等に力を入れていきたいと考えております。

次に移動支援事業についてです。方策といたしましては、障害のある人の社会参加や余暇活動を促すため、移動支援事業の周知、多様なニーズに沿った柔軟な利用の実施を検討することと、福祉サービス事業者へ専門的人材の確保およびその質の向上を図るよう働きかけることとしていました。

移動支援事業を鳥栖市では「外出介護」と呼んでいますが、こちらの事業の実績としては、実施カ所数や利用者実人数は概ね見込どおりでしたが、延べ利用時間数は緩やかに下降している状況です。原因としては、確定はしづらいのですが、放課後等デイの利用者数や利用時間の伸び、また特に子供さんの外出介護利用が平成26年度、27年度は多かったが、翌年度から減少していることから、もしかすると、集団での療育の状況が整ったことによって、個別の外での社会参加から、集団の療育を行う放課後等デイサービスの利用にニーズがシフトした結果ではないかとも考えています。

移動支援事業については、今後も相談支援専門員への制度の周知や、ホームページ等での周知に努めていこうと考えております。

地域活動支援センター事業や、その他事業に挙げております各事業につきましては、実績は概ね見込どおりとなっているところです。

これからも、安定したサービスの運営ができるよう、委託相談を担う総合相談支援センターキャッチや相談支援専門員との連携を密にし、利用者のニーズに応えられるよう努めたいと考えております。

長くなりまして申し訳ありません。計画の分析および評価の説明につきましては、以上となります。

会長：ご意見、ご質問があればお願いします。

委員：資料6ページの地域生活支援事業の項目が「3」となっておりますが、「4」ではないですかね。

事務局：失礼しました。正しくは「4」です。

委員：いくつかご質問をさせていただきたいと思います。

まず2ページ、重度訪問介護についてお尋ねします。時間数は目標をほぼ達成と思いますが、一人暮らしの在宅の方に支援に入ると、一人で200時間、300時間使うような方がいらっしゃると思います。この実数を見ると、鳥栖には一人で暮らされるような障害者の方のニーズがないのか、重度訪問介護だと単価が低いのでヘルパー事業所さんで取り組んでいただけないためにグループホームを選んでいるのか、その辺の市としての認識やどのような風に見えるのかを教えてください。

次に、4ページのグループホーム。自立支援協議会の中でも、親亡き後の話をしているときに、グループホームの希望が増えてくるだろうと言われていますが、実数としては横ばいになっている。今のところは表面化していないのか、受け皿が足りないのか、実数としての目標達成かどうかではなく、横ばいのことをどのようにイメージしているのかというところです。

次に8ページの意思疎通支援について。差別解消法で情報保障が必要といわれているのに減っているのか、申し込み自体が減っているのか、申し込みはあるけど担い手がないのか、お伺いしたいというところです。

最後に10ページの移動支援。児童のニーズは減っているという一方で、成人の方が地域生活を進める上で移動支援というものは非常に重要になっていると思うのですが、成人されている方のこの事業の使い勝手というところで、何か声が上がっているものがあるか、教えていただきたいというところです。

会長：ありがとうございます。4点ということですね。質問がありましたけれども、どうですか。

事務局：1点目の重度訪問介護について、実数がお一人になっています。重度訪問介護が区分4以上で施設ではなく在宅で、居宅介護では時間が足りないという方に限られるというサービスになっております。国の方針と逆行しているのかもしれませんが、支給決定をしたり窓口でお話をしたりしているときの感覚で言いますと、区分4以上で一人もしくは一人に準じる方で、地域で生活することが難しい状況にあるのかなと感じているところです。重度訪問介護を使う前に、施設入所のことを計画相談員さんも考えるし、こういった現状がお一人しかいないということにつながっているのかなと感じているところです。

会長：2点目のグループホームの横ばい状況については。

事務局：内部で精査できているわけではないのですが、相談員さんがニーズを拾うことができていると思うのですが、相談員さんの声を聞くと、客観的に「グループホームに移られたほうが良いのでは」と思うことはあっても、本人や家族が利用したいか、利用するとしても事業所とのマッチング、そういったところですぐに利用できるわけではないのかなと思います。

委員のおっしゃった「受け皿がない」ということと、利用に至るまで時間がかかるということで、この結果になっているのかなと思っています。

会長：意思疎通支援事業について。

事務局：手話奉仕員の方や要約筆記の方が公共施設等で通訳するというものですが、要約

筆記の方は、個人の実績が上がっていないため、利用できるんですよという周知ができていないのかなとも思っているところです。手話奉仕員の方は、もともとの担い手の方が高齢化しており、その方々がリタイアすることにより、今の奉仕員の方と信頼関係を築くことに時間がかかるため、過渡期なのかなと思っています。ただ、それだけを理由にすることはどうなのかなと思いますので、広報などで周知していくべきなのかなと思っています。

会長：移動支援の使い勝手について。

事務局：大人の方の移動支援は非常に大事なのかなと思っております。利用している人数は少なくなっているわけではないので、ニーズはあると思っています。使い勝手については、そういった声までは聞いたことはないです。

担い手が増えていったら、精査はしますが、事業所との契約も増やしていきたいと思えます。

委員：今のコメントの感想なのですが、地域移行を進めるための「地域の理解」という中に、音楽祭や子供たちへの心の理解というところは進めているのですが、実は障害のある当事者やご家族には「こういう風にしたら暮らせるんですよ」とかきめ細やかに届いていくことが必要なんじゃないかなと。

もうひとつは移動支援について。子供のときは親の家計の中で支払うので、そこまで負担にならないかもしれませんが。上限額無しの1割負担なので、障害年金で生活している方が移動支援を使おうというときに、場合によっては負担になるかもしれない。その辺をご検討いただけると、もしかしたら大人の方の利用についてはまだ「使いたいな」というニーズがあるのかもしれないなという風に感じます。

事務局：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。他には。

委員：居宅介護のところですけども、使いたい時間が偏っていて、夕方はお断りするくらい要望が多いです。実際に昼間の予約はスカスカしていて、自由に使えるというのが現状でもあります。

数値だけ見ると、充足しているよということですが、必要な時間帯に必要な量かというような分析を入れたほうが、より具体的に利用者さんがどの時間帯で必要か分かるんじゃないかな…。分析の仕方ということです。どうしても早朝や夕方に不足が出ていると思うんですね。だから、スカスカのときも含めて分析すると、充足するけど、必要な部分に充足していないんじゃないかな。

それから、事業所としてハローワークへヘルパーの募集に出しても人材が来ないで

すね。養成するところに働きかけても、実習する時間も高齢者の分野に比べて関わりの時間が少ない。引いてしまうという部分もあると思う。そうすると、実際に朝食時や夕食時に対応できるヘルパーが限られているので、分析ということを考えてと、その辺りが手厚くなるといいと思います。

次に5ページの障害児支援については、事業が使える年齢のところですけど、障害の有無がグレーなお子さんも支援の対象に入るといいなという風に思います。量だけでは表せない課題があると思います。

最後に、計画相談支援については、100%と言われていますが、セルフも入れながら網渡りしているんじゃないかなと。なかなか実績では分析できないところがあるのかなというふうに思います。

事務局：佐藤委員がおっしゃるとおり、計画相談については今からの課題の一つと認識しています。

会長：居宅介護について、必要な時間に必要な量というのはなかなか人材の確保という点がですね…。人材確保についてはいかがでしょうか。

事務局：正直なところ、人材確保については悩ましい問題であると認識しています。

委員：人材確保の話が出ましたので、参考になるか分かりませんが話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長：はい。

委員：今日発表された、佐賀県全体の有効求人倍率は1.24倍であり、ちょうどバブル景気の頃を超える倍率にあります。雇用労働情勢についてはバブル景気に相当する。それと、ハローワーク鳥栖管内の有効求人倍率は1.54倍という県全体を遥かに上回る数値です。お隣の地域でいうとハローワークくるめは1.14倍と、鳥栖地域は非常に高いという状況です。

では、先ほど話題になったヘルパーさんの倍率はどうかというのと、職種別で見ると佐賀県全体で言うと2.18倍と、倍くらい高い。要するに人が足りていないという状況が出ています。それを、ハローワーク鳥栖で言うと3.90倍と、鳥栖地区は職種別に見ても一般的に見ても非常に人手が足りないという傾向が強い状況です。鳥栖市に就業をしている人の居住地を見ると、市内の人が3分の1、佐賀県内の人3分の1、福岡県の人3分の1ですよ、とよく言われておりますので、ハローワーク鳥栖としても、久留米辺りは人口が多いので、あちらにも求人情報を提供しながら働きに来てくださる方がいないかなとやっているところです。

ヘルパーさんの倍率が特に高いのは、資格は持っているけど希望しないという人が

いらっしゃいます。理由は個々人によりますが、賃金面、勤務時間のことなどの話が出てくるところであります。以上です。

会長：こういった中で見込量を確保していくのはなかなか頭が痛いところです。他にご意見は。

委員：何点か質問を。私は相談支援の窓口をしています。

資料2の1ページのところで、すべて重要な施策と思うのですが、進めていくには資源の確保というところが、地域として追いついてないという現状があると思うんですね。

特に精神障害者の地域包括ケアシステムの構築ということです。精神科の入院患者の方で地域で生活したいという人がいると思うんですが、生活の場の支援がないために、なかなか踏み切れない。グループホームによってはいろいろな形態があるものですから、本人に合うところを探そうとするとなかなか合致するものがない。また、生活できればいいということだけではなく、健康管理については、保健や医療と福祉が連携していかないと本人を支えることは難しい。鳥栖・三養基地区、久留米、小郡に関して、精神病院が十数か所あります。病院があるということはその周辺に精神障害の方が住んでいるということで理解していいと思います。包括ケアシステムはしっかりしたものを持たないと、この圏域で生活する人が不自由、不安定になるのではと危惧していますので、2つ目に掲げいただいているのはありがたいことだと思っています。

4ページになりますが、先ほど話題になった計画相談。完全実施になって2年目ですよね。5ページ目の地域移行と地域定着についてですが、圏域で計画相談支援事業所が地区で13箇所。地域移行、地域定着支援は計画相談支援と一緒に指定を受けることがほとんど併せて指定を受けるという現状があります。この圏域は計画相談支援事業所の余力がほとんどないところに近づいています。ということは、計画相談にマンパワーをとられて、地域に出たいと希望している人が待ちの状態になっている。最近はセルフプランが増えつつあると聞いています。

地域を目指す方々の緊急時の支援を担う事業がスムーズにいかないと、地域移行はスムーズに行かないと思いますので、この数値目標には、事業所を作るという掛け声だけではなく、事業所を増やすにはどうしたらいいかなど具体的な計画を盛り込んでいただきたい。

最後8ページの成年後見制度の市長申し立てについてなんですが、数値があまりにも少ないかなと相談を受ける側からすると感じます。平成27年度が1名、平成28年度は0名なんですよ。必要なんじゃないかなという人がこの制度に乗れていないと思う。ぜひ目標値を定めるときに、この事業がより使いやすくなるような市としての工夫などの具体的なものを盛り込んでもらいたいと思います。

会長：居宅介護の人材だけではなく、相談支援の人材の問題はなかなかやっぱり難しい状況にあるのかなと…。

高齢者の成年後見制度と同じ問題があって、・・・

事務局：この成年後見利用支援事業では市長申し立ての実績が上がっていますので、窓口で相談を受けたり本人申し立てをしたりした事例が上がっていないところです。もしご出席の皆様が相談を受けていく中で「市長申し立てが必要」という方がいらっしゃったら、市の方までご連絡いただくと助かります。

ここ最近では、具体的に「こういうことがあって使えなかった」ということが記憶になかったのですが、こういう風にするると使いやすいということがあれば、教えていただけますと助かります。よろしくお願いします。

会長：本人が申し立てて、資力がないという方も、成年後見は続くわけだから、市町によっては「市長申し立てに限らない」とか、「生活保護に準じると状態」と、緩やかにされている判断されていると思いますよ。市長申し立ても、本当にその人にとって必要なか、判断される時期だと思いますよ。

事務局：成年後見制度利用支援事業の内容が2つありまして。1つ目が市長申し立てと、2つ目に会長がおっしゃった報酬助成の2本立てになっております。報酬助成は現在実績はないのですが、生活保護に準じるという方も対象になるよう、平成28年度に要綱改正をしております。

会長：今年たぶん出ますよ。

事務局：はい、何かあればご相談をお願いします。

会長：ほかにいかがですか。

委員：7ページについて。地域生活支援拠点の整備について。32年度からと言われているものの、県では30年度から前倒しと言っていますが、唐津ではむりという声も聞いています。そのあたりの進み具合と申しますか、委員の方がされていると思いますが、県内の状況と相談支援事業の今までの実績を踏まえた分析の流れがいまいち分かりにくいと思います。

委員：鳥栖・三養基地区では、地域のまちづくりに向けて、皆さん方で支えていくような協議を進めています。国で示されていたのは当初は30年の4月からだったのですが、2年延期になったので、32年完全実施の目標を持ちながら、佐賀県としては当初どおり30年から進めていく。「とりあえず緊急時の支援だけは、佐賀県として

は、どの圏域もスタートしてほしい」と言われています。

自立支援協議会の全大会が年に2回ありまして、8月31日に開催されます。その中で中間報告を提出する予定にしています。それから作成されていくのかなと思っておりますけれども。

会長：よろしいですか。

委員：はい。

会長：時間もだいぶ過ぎてきましたが、他に何かなければ、次へ。よろしいですか。

一同：(頷く)

会長：そしたら、次の説明をお願いします。

事務局：はい。資料4を説明させていただきます。

まず、障害者理解基礎調査ですが、これにつきましては調査対象を市内在住の20歳以上の市民を対象としまして、2,000人に対して調査をいたします。

障害サービス量や方策を定めるにあたっては、現在、市民の方々が障害施策に対してどのような理解、関心を抱いておられるか認識しておくことも重要になると考えております。また、アンケートをお答えいただくことにより、障害福祉サービスへの認識を深めていただく契機になるとも考えております。ちなみに、前回の平成26年度に行ったアンケートの回収率については、41.1%という結果になっております。

続きまして、関係団体とのヒアリングですが、こちらは、障害福祉サービス事業所の現状ですとか、あるいはその施設を利用しておられる障害者の現状、課題等を調査することによりまして、計画をより実情を踏まえたものにするためにヒアリングを行う形で考えております。今回、10か所から15か所程度の障害福祉サービス事業所にお話を聞かせてもらえたらと考えております。以上になります。

会長：そしたら、5番目の方へ。

事務局：資料5に沿って説明いたします。

今回の会議が1回目ということで、2回目につきましては11月上旬を予定しています。第5期の障害者福祉計画の素案とアンケート調査等の結果、関係団体からのヒアリングを盛り込んで、皆様に諮りたいと思います。

その後、パブリックコメントを経て、第3回の策定委員会のなかで障害福祉計画の決定をしたいと思っております。説明は以上です。

会長：日程については改めて。

説明をしていただいて分かりやすかったかと思いますが、読み返して「ここどうだったか」とかいろいろあるかもしれませんので、何かご意見等あれば事務局まで言っていただければと思います。

では、今日の予定の議題がすべて終わりましたので、私の方ではこれまでです。

事務局：はい、それでは長時間に渡って審議をありがとうございました。これをもちまして本日の第一回障害福祉計画策定委員会を終了させていただきます。

第2回は11月を予定しております。中身は基礎調査、ヒアリング結果、あるいは計画の素案をご提示したいと思います。

何か不明な点がありましたら、先ほど会長からありましたとおり、事務局の方まで言っていただけますと、私たちも助かりますので、どうぞよろしくお願い致します。

次回11月上旬に、またご案内差し上げます。本日はありがとうございました。